

## 平成26年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年6月30日(月) 午後14時から15時
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名  
1番 加藤重喜      2番 宇治橋俊美      3番 森崎英明      5番 永友清太  
6番 金崎 均      7番 坂本 幸      8番 木浦由子      10番 森 清一  
11番 大谷 昇      12番 徳久信義      13番 大西 準一  
14番 坂本弘志      会長 渡瀬俊弘
4. 欠席委員  
なし
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会期の日程  
第3 諸報告  
第4 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第5 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第6 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認に  
ついて  
第7 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用積計画  
の決定について  
第8 議案第32号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面  
積について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭      局長補佐 三笠浩三  
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、平成26年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。  
それでは渡瀬会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

みなさん、こんにちは。ただいまより会議を始めます。本日の委員13名中  
全員が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立し

ております。

議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、13番大西準一委員、14番坂本弘志委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。日程第2の会期の日程については別記のとおり、本日6月30日の一日間とすることに、ご異議ございませんか。【異議なしの声あり】

よって会期は、本日6月30日の一日間と決しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

諸報告、業務報告6月。2ページをお開きください。

3日火曜日、農地あっせん委員会、高鍋町役場第3委員会室におきまして、会長・坂本幸委員・森委員・徳久委員・大西委員・鳥井・三笠が出席しています。5日木曜日、平成26年第2回高鍋町議会定例会、高鍋町役場にて行われました。16日まで行われました。会長・鳥井が出席しております。それと徳久委員が議員ですので出席しております。5日木曜日 平成26年度第1回高鍋町特別融資制度推進会議事前検討会、高鍋町役場 第2会議室にて行われております。会長・三笠補佐が出席しております。12日木曜日、全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回 高鍋町役場 第2会議室にて行われております。木浦委員・三笠補佐が出席しております。17日火曜日、高鍋町農業委員会委員選挙立候補の手続き及び選挙運動に関する説明会が高鍋町役場 第1会議室にて行われております。鳥井が出席しております。19日木曜日、農地あっせん委員会 高鍋町役場 第3委員会室にて行われました。坂本幸委員・宇治橋委員が出席し、事務局からは鳥井・三笠が出席しております。19日木曜日、宮崎県農業会議監査会 宮崎県農業会議で行われております。会長が出席しております。23日月曜日、現地調査を行っております。坂本弘委員・永友委員・木浦委員、事務局から鳥井・永友が出席しております。24日火曜日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターで行われております。会長が出席しております。本日30日月曜日、農業委員会総会 第3会議室 全委員出席、全職員出席となっております。

続いて、業務計画7月になります。1日火曜日、高鍋町農業委員会委員選挙告示日となっております。6日日曜日、高鍋町農業委員会委員選挙投票日となっております。7日月曜日、平成26年高鍋町議会臨時会が高鍋町役場で行われます。会長・鳥井が出席いたします。7日月曜日、高鍋町農業委員会委員当

選証書付与式となっております。当選された委員全員と事務局から鳥井が出席いたします。22日火曜日、農業委員会臨時総会を14時から高鍋町役場 第3会議室で予定しております。全委員・全職員の出席予定です。23日水曜日、現地確認9時から、委員については未定となっております。事務局からは鳥井・永友が出席いたします。30日水曜日が農業委員会総会になります。14時から高鍋町役場 第3会議室、全委員・全職員出席予定となっております。諸報告につきましては以上です。

[事務局]

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年5月29日、農業委員会総会承認分です。農地法5条申請、平成26年5月21日に現地調査を行っております。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場及び倉庫で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○外1名、転用目的は野球練習場で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は駐車場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。いずれも、6月13日付けで許可となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。1番権利者 ○○ ○○ ○○○番地 ○○○○。農地の所在 大字○○字○○ ○○番地 田 914㎡ 他7筆。取得日は平成25年9月10日、相続によるものであつせんの希望はありません。

[事務局]

5ページをお開きください。合意解約届出書について、農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約です。

申請地1番 大字○○字○○ ○○番 畑 6,390㎡。貸渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。借受人 同住所 ○○○○。解約届出日平成26年6月3日、解約成立日 平成26年4月21日、土地引渡日 平成26年6月1日。2番 申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 4,335㎡ 他2筆。貸渡人 ○○○ ○○ ○○番 ○○○○。借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。解約届出日平成26年6月3日、解約成立日 平成26年6月3日、土地引渡日 平成26年8月29日。以上ご報告いたします。

続きまして、6ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。1番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,525㎡ 他2筆。賃貸人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、賃借人 ○○

大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日 平成 26 年 6 月 3 日、解約成立日 平成 26 年 6 月 3 日、土地引渡日 平成 26 年 7 月 23 日、解約の理由は合意解約です。続きまして 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,711 m<sup>2</sup>。賃貸人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日平成 26 年 6 月 24 日、解約成立日平成 26 年 6 月 24 日、土地引渡日平成 26 年 7 月 31 日、解約の理由は合意解約です。続きまして農地の 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,711 m<sup>2</sup>。賃貸人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、賃借人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。解約届出日平成 26 年 6 月 24 日、解約成立日平成 26 年 6 月 24 日、土地引渡日平成 26 年 7 月 31 日、解約の理由は合意解約です。以上ご報告いたします。

[議長]

あっせん委員会について報告をいたします。6 月 3 日に、埋却地跡地の畑のあっせん委員会を開きました。〇〇〇〇から〇〇〇〇、事務局から局長と三笠浩三局長補佐、農業委員の坂本幸委員と私であっせん委員会を開きました。新山の埋却地と近くの牧内の埋却地跡地合わせて 14,146 m<sup>2</sup>。総額〇〇円。10 a 当たり〇〇円ということであっせんが成立したことを報告いたします。はい、どうぞ

[13番]

6 月 3 日に、あっせん委員会を開きました。徳久委員と私と事務局と当事者と 6 人で開きました。〇〇〇〇さんの土地をあっせんいたしました。反当〇〇で話がつきましたので、ご報告いたします。それから〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと事務局と私と森委員とであっせん委員会を開きまして、この土地は〇〇〇〇が周りに芝を造っていますので、買ってもらうという事であっせんが決まりました。反当〇〇という事で報告致します。

[7番]

あっせんの報告をいたします。19 日の午前 10 時 30 分から老瀬坂上の畑を〇〇〇〇にあっせんをいたしましたが、不成立に終わっております。以前も不成立に終わって皆さんに、もしいる人がいたらという事でお願いしてたんですが、今回、〇〇〇〇さんがほしいという事であっせんしましたが、開きが大きく不成立に終わっています。また誰かいましたらお願いします。

[議長]

他にございませんか。以上で諸報告を終わります。日程第 4 議案第 28 号 農

地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをご覧ください。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について。1番農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 630㎡ 他5筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の坂本弘志委員よりご説明をお願いいたします。

[14番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけども、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの孫にあたります。〇〇〇〇さんから土地の贈与を受けまして、ハウスを造ってきゅうりとナスを作る予定にしております。〇〇〇〇さんは新規就農という事で、2年間清武の施設ハウスで前作きゅうり、後作ナスで勉強をされまして、それなりに実績が出来たという事で地元に戻ってハウスを造って、施設園芸を営むという事です。面積的に高鍋の下限面積の五反以下の三反弱ですけど、ハウスを作って栽培して経営するという事ですのでよろしく願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。5番

[5番]

報告いたします。6月23日月曜日9時から坂本弘志委員・木浦委員・私、事務局から鳥井局長・永友係長の5人で現地を見てまいりました。いずれも早期水稻が作付されており、きれいに管理されておりました。収穫後はハウスを造られるという事で、集約的な農業が出来るのではないかと思っております。問題ないと思いました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

8ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第

3条申請は第3条第2項の各号に該当した場合には許可できない事となっております。第5号におきまして、下限面積を越えてはいないんですけど、施設できゅうり・ナスを栽培されるという事で、相当な収益も見込まれる事から農地法施行令の例外規定に該当すると考えますので、許可要件をみたしていると考えます。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

[6番]

本人は清武になる訳ですか？市内から通勤という事ですよ？先々も通勤で農業される訳でしょうか？時間が1時間くらいかかると思うんですけど大丈夫でしょうか？

[14番]

説明いたします。経営計画書が出されてるんですけど、だいたい1時間近くかかるという事で大丈夫ですかと本人にも聞きましたけれど、頑張ってるという事で、忙しくなったらハウスを作るすぐそばにおばあちゃんの家と両親の家もありますので、そこで泊まり込んで働くという事です。

[議長]

他にございませんか。他にないようですので採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 739㎡ 他3筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。この件につきまして、担当の木浦委員よりご説明をお願いします。

[8番]

説明します。〇〇〇〇さんは、今でも露地のズッキーニを栽培されてるんですが、今回〇〇〇〇さんに土地を貸して、そこで働くという条件で契約されたそうです。収穫した品物は〇〇〇〇さんに出して、後は一年中そこで働くという契約だそうです。よろしくをお願いします。

[議長]

ここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。5番

[5番]

報告します。この〇〇番につきましては、二連棟のハウスが建っております。他の土地につきましては、ズッキーニを作られた後、きれいにロータリーがけがしてある状態でした。引き続き〇〇〇〇さんの方で耕作されていくそうなので問題ないかと思えます。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

9ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。第3条第2項各号に該当していない為、許可要件をみたしていると考えます。〇〇〇〇は平成26年4月に設立された農業生産法人であり、先月西都市で畑17,680㎡の経営地の許可を受けているようです。貸渡人の〇〇〇〇さんが今まで通り法人への特定業者であり常時従事者ということで法人の構成員となってズッキーニを栽培される予定ですので、問題はないと思われます。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか  
質問もないようですので採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に日程第5 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 136㎡。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 その他分類不能、施設等 侵入路 持分5分の4となっております。担当の大谷委員より説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。28日から昨日まで3日間見て回った訳ですが、本人が3日

間いなくて、現地だけ見てきました。本人の説明も聞きたかったんですが、留守でしたのでしょうがごさいませんでした。今日の夕方くらいには帰るんじゃないかという話を聞いてますが、この議会には間に合いませんので、現場を見てきた事を報告したいと思います。

平地は立派にはしてなかったけど、外壁はきちんとしております。準備はしてあるという事で見えておきました。この侵入路ですが、本人がいないのでどこからどこまでという事はわかりませんでした。説明が足りない所は事務局からお願いしたいと思います。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[14番]

報告いたします。6月23日に永友委員・木浦委員そして私、事務局の方から鳥井局長・永友さんで現場を見てきました。5条との関連があるという事で、土地を売られるという事で、その売られる相手方が5分の1、この方は5分の4で進入道路を作るということです。現場を見た感じでは、周りにL字型の擁壁を付けて、また普通に戻して畑の状態にするという事です。現状のままでは問題はないかと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種住居地域に用途区分されていることから第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。

転用目的は進入路であり、この後、5条で申請がございませ進入路について本人が5分の4、購入者が5分の1所有する計画となっており、今回の4条申請はこの5分の4が申請されているものでございます。申請地には側溝を設置し、周辺地に雨水が流れ込まないように施工する予定となっております。事業費は、工事費が〇〇円となっております。なお、通帳の写しが添付されております。

現地調査に行った時に、おそらくこの侵入路に敷設するであろう側溝が搬入されておまして、丁張がかかっているような状態でしたので、宅地に転用されている部分が西側の方ですね、緑色に着色してない部分については宅地に転



用がしてありますので施工するのは構わないと考えたんですけど、転用してない部分については待ってくれという事で協議したところです。町の建設管理課の建築担当に聞きましたところ、まだ位置指定道路、家を建てるためには道路沿いでなければいけないんですけど、その道路の認定が終わってないという事でしたので、宅地に転用されている所であっても施工は控えてくれという事で、施工は今止まっているような状態で、側溝事態は宅地に転用されている所に今、積み置きしてあるような状態です。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に日程第6 議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

22ページをお開きください。1番 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番畑 627㎡。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。転用目的 個人住宅となっております。担当の大谷委員より説明をお願いいたします。

[11番]

〇〇〇〇さんの現場に行ってみました。本人もいらっしゃいましたので、一緒に現場を見ました。何年か前に埋め立てしたような形でした。宅地としては北側の方が山でそっちの方に新築したいという事で、残った分は畑として使用させていただきますという事で聞いてまいりました。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

現地は馬場原の通信会社の隣なんですけど、相当前に埋めたんじゃないかという感じの場所でした。すぐ前が両親の家なので、そのまま家を造るには問題

ないんじゃないかと思いました。お願いします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種住居地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。転用目的は一般個人住宅となっております。転用面積は627㎡となっておりますが、実際に使用できる面積は519.54㎡との申請がございます。

隣地との境界は、コンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防ぐ計画となっており、雨水は全面道路側溝へ放流、生活雑排水は合併浄化槽を設置することとなっております。

事業費は、造成費〇〇円、建築費〇〇円となっております。なお金融機関との融資内示の通知が添付されております。また、事前に盛り土がしてあるという事で始末書が添付されているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

2番 土地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 356㎡ 他1筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的は宅地分譲となっております。担当の森崎委員、説明をお願いします。

[3番]

役場前の道路を北側に向かうと、ダイレックスがありますが手前を西に入った所です。現在は耕作はしてありません。南側に町道、東西は雑種地、北側は水田の作付があります。それによって3方についてはブロック塀を作るという事です。雨水は側溝、汚水は浄化槽を通して側溝へつなぐということでなので、問題はないかと思えます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[8番]

報告します。現地は畑田の振興住宅地の中にあり、隣に田んぼが一つありましたが、周りは住宅とアパートに囲まれており、大型排水も完備されていたので、何も問題はないと思いました。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域に用途区分されていること、また高鍋都市計画土地区画整理事業が実施されていることから第3種農地であると判断されます。転用目的は住宅分譲となっております。

雨水については町道側溝に放流することとなっております、分譲計画では宅地周辺にコンクリートブロックを設置することとなっております

事業費は、土地代〇〇円、造成費〇〇円となっております。なお、金融機関の融資予約証明が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

**【質疑なし】** 質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

[事務局]

続きまして3番です。土地の所在 大字〇〇大字〇〇 〇〇番 田 297 m<sup>2</sup>  
他1筆。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇大字〇〇  
〇〇番地 〇〇〇〇。転用目的 その他分類不能、施設等 一般個人住宅及び  
侵入路。侵入路部分につきしては〇〇番については、持分5分の1となっております。担当の大谷委員より説明をお願いいたします。

[11番]

説明します。さっき進入路の説明をしましたが、この住宅地は後2筆ありま

すが、いずれ宅地化するんじゃないかと思って見てきました。本人がいなかったので詳しい事はわかりませんが、排水路も外壁に沿って垂れ流しにするんじゃないか、垂れ流しにしても側溝があるように見えたので、差し支えないんじゃないかと思って見てまいりました。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果についての報告をお願いします。

[14番]

現地調査の報告をいたします。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに土地を売るという事で、そのための新入道路が5分の1と土地433㎡。そしてその為には排水溝を作って排水をちゃんとした側溝に流すという事で排水の準備もしてありましたので問題はないと思います。侵入路からの入り道も住宅街になっておりまして、別に問題はないと思いました。以上です。

[11番]

言い忘れましたが、U字溝の側溝もちゃんと準備してありました。その報告を忘れていましたので、ここで報告いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域の第1種住居地域に用途区分されていることから、第3種農地であると判断されます。周囲には住宅が連担しております。

転用目的は一般個人住宅及び侵入路であり、境界についてはブロック塀を作り、周囲に雨水が流れ込まないようにし、雨水については地下浸透とし、生活排水は合併浄化槽を取り付け排水溝に流す予定となっております。侵入路につきましては先ほどの4条申請に係るもので、持ち分の5分の1が申請としてあがってきております。

事業費は、土地代〇〇円、建築費用〇〇円となっております。なお、金融機関の残高証明書及び融資予約証明が添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定をいたしました。

次に日程第7 議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

37ページをお開きください。議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてです。まず所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 6,390㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

この土地は先ほど申しましたように、6月3日にあっせんをした土地であります。この土地は新山の南の端の方にある土地で、隣は山林があって影が半分あるという事で言われたんですけど、〇〇という事でなんとか話が付いたという事であります。この土地はもともと一ツ瀬の改良した土地でありますので平地であって、大変使いやすい土地だと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,525㎡ 他2筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この土地も6月3日にあっせんした土地です。〇〇〇〇が〇〇〇〇を通じて買うという事で話し合いがつかしました。この土地は〇〇〇〇

が何十年来と芝を作っていましたので、そのまま売りますという事で話しがつかまりました。反当〇〇ということで話がつきましたのでよろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,335 m<sup>2</sup> 他2筆。所有権を移転する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の渡瀬会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。これも3日の日にあっせんがありました埋却地の畑です。10a 当たり〇〇という価格なんですけど、埋却地は軽い石灰を使った為に作物の出来不出来があるらしく、水が抜けなくて出来ない場所もあるという話も聞きました。〇〇という事で、〇〇〇〇の方にも納得いただきまして、総額〇〇円という価格で提示した土地であります。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

38 ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,009 m<sup>2</sup> 他2筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願い致します。

[7番]

説明いたします。〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんによる強化法による所有権の移転です。場所はやまばと保育園の下に十字路の交差点があります。羽田坂に向かって500メートルくらい行った所の道路沿いの畑6,226㎡です。総額〇〇円、反当たり〇〇との事です。作物は焼酎用原料用甘藷だそうです。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,711㎡。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[2番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは新富の方ですが、土地は高鍋町と新富町の境の新富側の畑になります。前から〇〇〇〇さんが畑を作っておられたという事で、〇〇〇〇さんが買い受けるものです。価格は総額〇〇円となっております。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

39ページをお開きください。利用権の設定になります。1番 農地の所在

大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,009 m<sup>2</sup> 他2筆。〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の役員であります。今回、北牛牧の畑 6,226 m<sup>2</sup>を〇〇〇〇に貸すという事です。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,525 m<sup>2</sup> 他2筆。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[13番]

説明いたします。この土地はあっせんに挙がった土地で、先ほど申しましたように〇〇〇〇が〇〇〇〇を通じて買った土地で、〇〇〇〇から借り受けるという形であります。現在は芝を作っております。この土地は太平寺から牛牧に上がった所です。芝を作っておりますので、問題はないかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

【質疑なし】質問もないようですので採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

次に日程第8 議案第32号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。



[事務局]

議案第32号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、41ページをご覧ください。

農業委員会は毎年、下限面積の設定又は改正の必要性について審議することになっております。今年度の下限面積については、法律で定められた50アールとして、別段の面積の設定は行わないとしています。理由としては、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に規定された別段の面積の基準には該当しないためです。第1項については、平均的な経営規模が小さい地域等において、50アールの下限面積が実情に適さないと判断される場合に適用されますが、具体的には下限面積未滿と経営規模の農家が40%を下らないように設定することとなっております。高鍋町では50アール未滿の経営規模の農家が19.6%であったため、該当しません。

第2項については、耕作放棄地が相当程度存在することや、下限面積未滿の経営規模の農家が増加することにより、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合には適用されるようになっており、町内の耕作放棄地が占める割合もわずかであるため該当しないと考えました。

[議長]

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか

**【質疑なし】** 質問もないようですので採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定をいたしました。

以上で本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

[事務局]

この後3時半より結婚相談連絡協議会の総会を開催いたしますので、ご出席をお願いいたします。

[事務局]

市町村農業委員会の研修の日程調整が来てるんですけど、7月から10月までの中で研修をお願いしますとのことで、この日が出席できないという日があれば教えてください。こちらの方で出してよろしいでしょうか。9月で出しておきます。

[議長]

これをもちまして、平成26年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 13番

署名委員 14番